

第94回 定時株主総会招集ご通知

日時

令和8年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

東京都中央区勝どき四丁目6番2号
当社本社7階会議室

議案

<会社提案>

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

剰余金の処分の件
取締役（監査等委員である取締
役を除く）3名選任の件
監査等委員である取締役4名選
任の件
当社株式の大規模買付行為等
への対応方針（買収への対応方
針）の導入の件

<株主提案>

第5号議案

剰余金の処分の件

証券コード 1921
令和8年6月5日

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株 主 各 位

東京都中央区勝どき四丁目6番2号
株式会社 バコーポレーション
取締役社長 深 沢 隆

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセス頂き、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和8年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区勝どき四丁目6番2号
当社本社7階会議室

3. 目的事項
報告事項 1. 第94期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入の件

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案 剰余金の処分の件

当社取締役会といたしましては**第5号議案に反対**しております。

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

【当社ウェブサイト】

<https://www.tomoe-corporation.co.jp/ir/agm.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「巴コーポレーション」または「コード」に当社証券コード「1921」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・事業報告の「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

〈株主様へのお願い〉

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

令和8年6月26日(金曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和8年6月25日(木曜日)  
午後5時入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和8年6月25日(木曜日)  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

各議案の賛否をご表示ください。

### 【第1、4、5号議案】

賛成の場合:「賛」の欄に○印

反対の場合:「否」の欄に○印

### 【第2、3号議案】

全員賛成の場合:「賛」の欄に○印

全員反対の場合:「否」の欄に○印

一部の候補者を反対する場合:

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対する候補者の番号をご記入ください。

## ■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第5号議案の株主提案に反対の場合のものです。

| 会社提案  |                     |                     |       |
|-------|---------------------|---------------------|-------|
| 第1号議案 | 第2号議案<br>(下の候補者を除く) | 第3号議案<br>(下の候補者を除く) | 第4号議案 |
| 賛     | 賛                   | 賛                   | 賛     |
| 否     | 否                   | 否                   | 否     |

| 株主提案<br>第5号議案 |
|---------------|
| 賛             |
| 否             |

第1号議案から第4号議案までは当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第5号議案は一部の株主様からのご提案です。

**当社取締役会は、第5号議案(株主提案)に反対しております。**

**当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。**

インターネットと書面により、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。

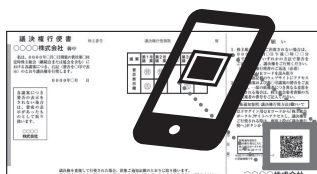
書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合には、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いさせていただきます。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
令和8年6月25日(木) 午後5時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく内部留保の充実に留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としております。

第94期の期末配当につきましては、当期の業績動向を踏まえ、株主の皆様のご厚誼にお応えするため、1株当たり12円の特別配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり金36円（普通配当24円、特別配当12円）  
配当総額は、1,208,311,020円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和8年6月29日

**第2号議案****取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                                                               | 当社における地位       |           |
|-------|------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 1     | <small>ふかさわ</small><br><b>深沢</b> <small>たかし</small><br><b>隆</b>  | 代表取締役社長 社長執行役員 | <b>再任</b> |
| 2     | <small>みき</small><br><b>三木</b> <small>やすひろ</small><br><b>康裕</b>  | 取締役 専務執行役員     | <b>再任</b> |
| 3     | <small>おおや</small><br><b>大家</b> <small>たかのり</small><br><b>貴徳</b> | 執行役員           | <b>新任</b> |

**新任** 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者

候補者番号

1

ふかさわ  
深沢

たかし  
隆 (昭和30年2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 109,500株  
在任年数…………… 19年  
取締役会出席状況…………… 9/9回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|         |                                |         |                        |
|---------|--------------------------------|---------|------------------------|
| 昭和52年4月 | 当社入社                           | 平成22年6月 | 当社副社長執行役員              |
| 平成14年6月 | 当社取締役、鉄構営業部門担当兼<br>鉄構営業第一部統括部長 | 平成23年6月 | 当社事業部門長兼営業統括           |
| 平成17年7月 | 当社執行役員、事業開発部兼鉄構<br>部門担当        | 平成24年6月 | 当社事業部門長                |
| 平成18年1月 | 当社常務執行役員                       | 平成25年6月 | 当社代表取締役（現任）            |
| 平成19年6月 | 当社取締役（現任）                      | 平成26年6月 | 当社取締役社長兼社長執行役員<br>（現任） |
| 平成20年6月 | 当社鉄構部門・事業開発部担当兼<br>事業開発部長      | 令和3年4月  | 当社事業部門総括               |
| 平成21年6月 | 当社専務執行役員、鉄構部門長、<br>事業開発部担当     | 令和8年4月  | 当社事業部門総覧（現任）           |

**【重要な兼職の状況】**

なし

**取締役候補者とした理由**

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、さらなる事業の拡大に貢献するとともに、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定、グループ全体の監督機能強化を期待できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

2

み き や す ひ ろ  
三木 康裕 (昭和39年7月13日生)

所有する当社の株式数…………… 7,500株  
在任年数…………… 7年  
取締役会出席状況…………… 9/9回

再任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                 |          |                                          |
|----------|---------------------------------|----------|------------------------------------------|
| 昭和62年 4月 | 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行        | 平成29年 9月 | 株式会社三井住友銀行監査部 上席 審査役                     |
| 平成21年 4月 | 同行東京中央法人営業第三部 副部長               | 平成31年 4月 | 当社入社、常務執行役員 本社部門副部門長                     |
| 平成23年 4月 | 同行ストラクチャー審査部 上席 審査役             | 令和元年 6月  | 当社取締役（現任）                                |
| 平成25年 4月 | SMB Cキャピタル・マーケット 会社（ニューヨーク） 副社長 | 令和2年 6月  | 当社本社部門長（現任）                              |
| 平成27年 4月 | アジアSMB Cキャピタル・マ ーケット会社（香港） 社長   | 令和6年 7月  | 当社専務執行役員（現任）、 不動産部門長（現任）、 人材開発センター統括（現任） |

## 【重要な兼職の状況】

株式会社泉興産代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

金融機関での豊富な知見を有しており、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

お お や た か の り  
大家 貴徳 (昭和47年11月27日生)

所有する当社の株式数…………… 4,600株  
在任年数…………… 一年  
取締役会出席状況…………… 一回

新任

## 【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                            |         |                                            |
|----------|----------------------------|---------|--------------------------------------------|
| 平成10年 4月 | 当社入社                       | 令和7年 4月 | 当社執行役員（現任）、 鉄構部門鉄構営業統括（現任）                 |
| 平成28年 4月 | 当社事業開発部副部長                 | 令和8年 4月 | 当社鉄構部門副部門長（現任）、 事業開発部門副部門長（現任）、 経営企画総括（現任） |
| 令和元年10月  | 当社鉄構部門鉄構営業部副部長             |         |                                            |
| 令和4年 4月  | 当社鉄構部門鉄構営業部長（現任）           |         |                                            |
| 令和5年 4月  | 当社鉄構部門鉄構営業副統括、 西日本営業統括（現任） |         |                                            |

## 【重要な兼職の状況】

株式会社東北巴コーポレーション代表取締役社長（令和8年6月就任予定）

## 取締役候補者とした理由

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、当社グループのさらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、新任の取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

第3号議案

## 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化・充実を図るために1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                      | 当社における地位   |    |    |    |
|-------|-------------------------|------------|----|----|----|
| 1     | ほり きり よし ひろ<br>堀 切 良 浩  | 取締役常勤監査等委員 | 再任 | 社外 | 独立 |
| 2     | にし やま しげ ひろ<br>西 山 誠 弘  | 取締役常勤監査等委員 | 再任 | 社外 | 独立 |
| 3     | い から し き く お<br>五十嵐 規矩夫 | 取締役監査等委員   | 再任 | 社外 | 独立 |
| 4     | たか だ あきら<br>高 田 明       |            | 新任 | 社外 | 独立 |

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ほりきり よしひろ  
**堀切 良浩**

(昭和34年3月1日生)

所有する当社の株式数…………… 4,700株  
在任年数…………… 10年  
取締役会出席状況…………… 9/9回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                             |          |                        |
|----------|-----------------------------|----------|------------------------|
| 昭和56年 4月 | 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行   | 平成24年 4月 | 保土谷化学工業株式会社執行役員 経理部長   |
| 平成14年 1月 | 同行大阪営業第三部第二班副参事 役           | 平成26年 6月 | 同社取締役兼常務執行役員           |
| 平成19年 4月 | 株式会社みずほ証券金融・公共法人 営業グループ統括部長 | 平成28年 6月 | 当社社外取締役（監査等委員）<br>（現任） |
| 平成20年 7月 | 市光工業株式会社執行役員経理本 部長          |          |                        |

**【重要な兼職の状況】**

なし

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

平成28年6月に当社監査等委員である社外取締役に就任後、これまでの経験をもとに有益な発言を頂いていることから、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

にしやま しげひろ  
**西山 誠弘**

(昭和39年4月22日生)

所有する当社の株式数 …… 一株  
在任年数 …… 1年  
取締役会出席状況 …… 7/7回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

|          |                                   |          |                        |
|----------|-----------------------------------|----------|------------------------|
| 昭和58年 4月 | 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行         | 平成29年12月 | 三菱自動車工業株式会社国内営業本部部長補佐  |
| 平成22年10月 | 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 立川支店長 | 令和元年12月  | 三菱自動車ファイナンス株式会社 取締役副社長 |
| 平成24年12月 | 同行町田支店長                           | 令和3年4月   | 同社代表取締役社長              |
| 平成27年12月 | 同行渋谷支店長                           | 令和7年6月   | 当社社外取締役（監査等委員）<br>（現任） |

**【重要な兼職の状況】**

なし

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

これまでの豊富な経験をもとに、多角的な観点から職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

3

いからし きくお  
五十嵐 規矩夫 (昭和40年11月16日生)

所有する当社の株式数 …… 100株  
在任年数 …………… 2年  
取締役会出席状況 …………… 9/9回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

|         |                                |         |                                         |
|---------|--------------------------------|---------|-----------------------------------------|
| 平成4年4月  | 国立東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）工学部助手就任 | 平成28年4月 | 国立大学法人東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）環境・社会理工学院准教授 |
| 平成7年4月  | 同助教授                           | 平成29年4月 | 同教授（現任）                                 |
| 平成12年4月 | 同大学院理工学研究科助教授                  | 令和6年6月  | 当社社外取締役（監査等委員）（現任）                      |
| 平成19年4月 | 同准教授                           |         |                                         |

【重要な兼職の状況】

国立大学法人東京科学大学環境・社会理工学院教授  
一般社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構 鉄骨工事管理責任者専門委員会委員長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

これまで会社経営には関与しておりませんが、当社が得意とする構造設計に精通しており、その豊富な経験をもとに、多角的な観点から職務を適切に遂行できると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

たかだ あきら  
高田 明 (昭和33年1月3日生)

所有する当社の株式数 …… 一株  
在任年数 …………… 一年  
取締役会出席状況 …………… 一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                         |         |                     |
|----------|-------------------------|---------|---------------------|
| 昭和56年4月  | 野村証券株式会社入社              | 平成30年3月 | トラスコ中山株式会社常勤監査役     |
| 平成13年12月 | 同社 I B コンサルティング室長       | 令和5年6月  | 山九株式会社社外取締役（現任）     |
| 平成24年4月  | 野村インベスター・リレーションズ株式会社取締役 | 令和8年3月  | 東海カーボン株式会社社外取締役（現任） |

【重要な兼職の状況】

山九株式会社社外取締役  
東海カーボン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

資本市場及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから職務を適切に遂行できると判断し、新任の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2.堀切良浩、西山誠弘、五十嵐規矩夫、高田明の各氏は、社外取締役候補者であります。  
3.堀切良浩氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。

4. 西山誠弘氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 五十嵐規矩夫氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社と堀切良浩氏、西山誠弘氏、五十嵐規矩夫氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 高田明氏が取締役を選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。
9. 社外取締役堀切良浩氏、西山誠弘氏、五十嵐規矩夫氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
10. 高田明氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

## 【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

| 氏名        | 当社における地位 (予定)     | 企業経営 | 財務会計 | コンプライアンス | 安全品質 環境 | 営業戦略 | 生産・施工技術 | 不動産 | 事業開発 | 独立性 |
|-----------|-------------------|------|------|----------|---------|------|---------|-----|------|-----|
| 深 沢 隆     | 代表取締役社長<br>社長執行役員 | ●    | ●    | ●        | ●       | ●    | ●       | ●   | ●    |     |
| 三 木 康 裕   | 取締役<br>専務執行役員     | ●    | ●    | ●        | ●       |      |         | ●   |      |     |
| 大 家 貴 徳   | 取締役<br>執行役員       | ●    |      | ●        | ●       | ●    | ●       |     | ●    |     |
| 堀 切 良 浩   | 取締役<br>(常勤監査等委員)  | ●    | ●    | ●        | ●       |      |         | ●   |      | ●   |
| 西 山 誠 弘   | 取締役<br>(常勤監査等委員)  | ●    | ●    | ●        | ●       |      |         | ●   |      | ●   |
| 五十嵐 規 矩 夫 | 取締役<br>(監査等委員)    |      |      | ●        | ●       |      | ●       |     | ●    | ●   |
| 高 田 明     | 取締役<br>(監査等委員)    | ●    | ●    | ●        |         |      |         |     |      | ●   |

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

## 当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）の導入の件

当社は、令和8年4月27日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本プランは、上記の当社取締役会の決議により導入いたしました。株主の皆様の意思をより反映させるといふ観点から、本プランの導入につきましてご承認をお願いするものであります。なお、本株主総会において、本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとします。

### I. 会社の支配に関する基本方針

（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このような中、大規模買付行為等（下記Ⅲ.3.に定義されます。以下、同じとします。）が当社の企業価値ないし株主共同の利益に及ぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者（下記Ⅲ.3.に定義されます。以下、同じとします。）からの必要かつ十分な情報の提供が不可欠です。そして、その判断を的確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本プランにおいて、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主共同の利益にどのような影響を及ぼすかを検討した上で、大規模買付行為等に対する当社取締役会の意見を公表し、また、③必要に応じて、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉または協議を行うこととし、④これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、以下の手続を定め、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、上記のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本プランに定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供された上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値および株主共同の利益向上に向けた取組み

#### (1) 経営方針

当社グループは、「技術の巴」として幅広く株主および取引先の信頼を得てまいりました。今後も技術的に特色のある製品および工法を創り出すとともに、これらを品質第一、低コストで提供することを通じて社会に貢献し、お客様の信頼と満足を得ることで企業利益を確保していくことを目指してまいります。

#### (経営方針)

1. 創造力を発揮し、信頼と安心の技術で社会に貢献する
2. 組織の総力を結集し、時代を先取りした積極的な経営を展開する
3. 人を大切にし、明るく活力あふれる企業を構築する

#### (2) 経営戦略等

当社グループは、『技術立社』を堅持しつつ、『企業体質の改善・強化』、『事業領域の拡大、新規事業の創出』、『グループ総力の結集』を基本戦略とし、『企業価値の向上』を図るべく愚直かつ真摯に取り組むこととしており、昨今の経営環境を鑑み、これまでの基本戦略に、新たに『事業継続性の確保』を図ることと、『変革』にチャレンジすることを加え、事業活動を行っています。

#### (3) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境については、国際情勢は、地政学的環境の悪化が資源の供給悪化や価格高騰を引き起こしており、それらを通じた世界的なインフレ、景気悪化等、様々な要素によって世界の不確実性が高まっています。一方、国内情勢は、設備投資や雇用情勢の改善等、緩やかな回復基調で推移していますが、建設諸資材高騰、人手不足の影響により、今後については見通しが不透明な状況となっています。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当社は、令和5年度からの5年をグループ保有力の有効活用を推進するとともに、事業基盤の強化、周辺領域の拡大を図る5年と位置づけ、第3期中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』をスタートさせています。令和6年度においては、経営の近代化、グループ経営資源の有効活用を目的とし、持分法適用関連会社であった株式会社巴技研、株式会社泉興産を連結子会社化しています。また、北関東エリアに強みを持つ令和建設株式会社の全株式を取得し、新たに連結子会社に加えています。

建設業を取り巻く環境は、建設諸資材の高騰や人手不足等、厳しくかつ不透明な状況にありますが、「技術立社」「ニッチ志向」「付加価値を付け、収益重視」を企業方針とする当社としましては、根幹である「高付加価値、高営業利益率」を守りつつ、グループ一体となり、さらなる企業価値の向上を目指していく所存です。

#### (5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、株主重視の経営という観点から株主価値の向上による財務体質の強化が重要であると認識し、株主資本利益率（ROE）、株主純資産倍率（PBR）を意識した財務体質の構築、収益の確保に努めていきたいと考えています。

## 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主より託された資本により、事業活動を通じ利益をあげ、継続的に株主価値を増大させ、広く社会へ貢献するという事業目的の下、経営の健全性を最重要課題と考えており、取締役会を法令遵守と経営の重要課題を議論、決定するとともに業務執行を監督する最高機関と位置付けています。

取締役会は、法令、定款、社内規程で定められている重要な意思決定を行い、業務執行の監督を行うものとしています。

また、当社は平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、定款一部変更の承認を受け、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しています。監査等委員である取締役は、取締役会、監査等委員会の他、重要な会議に出席するとともに、各事業所における業務および財産の状況に関する調査を定期的の実施し、多面的に取締役の職務執行の適法性・妥当性を厳格に監査・監督しています。これらの体制を適切に機能させ、適法性、透明性、公正性、独立性の確保に努めています。また、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、適宜、情報の交換を行うなど連携を図っています。なお、当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて客観性および中立性を確保した経営監視の機能が重要と考えており、監査等委員会設置会社へ移行することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図ることが可能とし、現在の体制を採用いたしました。

また、取締役会は、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名（3名とも社外取締役、うち2名常勤）で構成されています。また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。

### (2) 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

当社は、会社法上の機関設計として、「監査等委員会設置会社」を選択し、経営における透明性、公正性の確保と監査等委員である取締役が、業務執行の取締役の職務執行を監査することによる監督機能の強化を通じて継続的な企業価値向上を図っています。あわせて経営の意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として、執行役員制度を導入しています。

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略などの重要事項について決定するとともに、業務執行機関の業務執行を監視、監督しています。取締役会の議長は、代表取締役社長兼社長執行役員の深沢隆が務めています。

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づき、当社の業務および財産の状況の調査に加え、内部監査室、会計監査人等との連携により、取締役の業務執行および執行役員その他業務執行機関の業務執行を監査しています。

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（令和7年6月27日最終更新。<https://www.tomoe-corporation.co.jp/ir/governance.html/>）をご参照ください。

### Ⅲ. 本プラン（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の内容

#### 1. 本プランの目的および概要

本プランは、上記Ⅰ.に記載した「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入されるものです。

企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することができる株主価値を適切に判断することはできません。したがって、突然大規模買付行為等がなされた際、株主の皆様が短期間の内に大規模買付者の提示する提案内容が適正か否かを適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、また、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為等についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為等の実施に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な大規模買付行為等に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。その上で、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為等に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得ながら慎重に検討した上で公表いたします。さらに必要と認めれば、大規模買付者の提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を行うために必要な情報と機会が与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資すると考え、以下の内容の大規模買付行為等がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、上記Ⅰ.「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって大規模買付行為等がなされた場合の対抗措置を含めた買収への対応方針として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、当社の令和8年3月31日現在の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付行為等を行う旨の具体的な通告や提案を受けている事実はありません。他方、現時点において、第三者から当社の資本政策に関する提案を受けるなど、当社の資本政策に関心を有する投資家が存在している等の事情も存在するところ、こうした事情も踏まえ、今後企図されることがあり得る大規模買付行為等に備えた大規模買付ルールを定めておくことは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上に資するものと考えております。

また、当社の発行済株式総数の約11%は、当社の創業者である野澤一郎の親族およびそれらの親族の直接の支配が及ぶ資産管理会社等（以下「創業家関係者」といいます。）によって保有されていますが、創業家関係者は、現在、当社の経営に関与しておらず、その立場は一般の株主となら変わらないものとなっております。

## 2. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者。）のいずれかに該当する者の中から選任いたします。本プラン導入時における独立委員会の各委員の氏名および略歴については、別紙3「独立委員の氏名および略歴」をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為等について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動すべき状態にあるか否か等についての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動等について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

## 3. 対象となる大規模買付行為等

本プランにおいて、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、これに限りません。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、これに限りません。）、または
- ③ 上記①もしくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社の株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

（注1） 特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下、同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）、（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みま

す。以下、同じとします。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。)、(iii)上記(i)または(ii)の者の関係者(これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザーおよびこれらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者をいいます。)、ならびに(iv)上記(i)ないし(iii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引(TOSTNET-1)により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。以下、同じとします。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者もしくはその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。以下、同じとします。)または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者もしくはその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下、同じとします。)の合計をいいます。

かかる株券等保有割合の計算上、(イ)特別関係者、(ロ)当該特定株主グループとの間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定株主グループの公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士ならびに会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに(ハ)上記(イ)または(ロ)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引(TOSTNET-1)により当社の株券等を譲り受けた者は、当社企業価値最大化または株主共同の利益の観点から問題ないと考える旨の独立委員会による認定がない限り、本プランにおいては当該特定株主グループの共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者(本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含みます。)は、本プランにおいては当該特定株主グループの特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、自己株券買付状況報告書、決算短信および四半期決算短信のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下、同じとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、同じとします。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協同行為等認定基準(別紙4。但し、独立委員会は、法令の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。)に基づいて行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします)

す。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為等を行おうとする場合には、大規模買付行為等の実施または大規模買付行為等の提案に先立ち、本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書（大規模買付者の代表者による署名または記名押印のなされたものとします。）および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の氏名または名称および住所または所在地
- ②大規模買付者の設立準拠法
- ③大規模買付者の代表者の役職および氏名
- ④大規模買付者の国内連絡先
- ⑤大規模買付者の会社等の目的および事業の内容
- ⑥大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）および実質株主（出資者）の概要
- ⑦大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数および意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- ⑧大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為等後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注6）その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- ⑨本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約（なお、かかる誓約について、条件または留保等は付されてはならないものとします。）

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じその内容について公表いたします。

（注6）重要提案行為等とは、金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等を行います。以下、同じとします。

##### (2) 必要情報の提供要請

当社取締役会は、当社が大規模買付者から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日（注7）以内に、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断ならびに当社取締役会および独立委員会の評価・検討のために必要な情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載に従い、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は別紙5「大規模買付者に提供を求める情報（必要情報）」のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、本プランに定められた手続の迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限（大規模買付者が必要情報リストを受領した日から起算して、60日以内の期間を上限とします。以下「情報提供期間」といいます。）を設定することがあります。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、情報提供期間を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為等を評価・検討するための情報として必要十分でない合理的に判断する場合には、当社取締役会は、情報提供期間の範囲内で、大規模買付者に対して追加的に書面にて情報提供を求める（かかる判断にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。）ことがあります。

大規模買付者から提供された必要情報が大規模買付行為等について評価・検討するに足りる内容であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対し、必要情報を受領したことを書面で通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が、必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供がない場合において、大規模買付者から当該情報の提供がなされないことについての合理的な説明がある場合には、当社取締役会が提供を求める必要情報が一部揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了して情報提供完了通知を行い、その旨を公表するとともに、下記（3）の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

（注7）営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

### (3) 取締役会評価検討期間

当社取締役会は、大規模買付者に対する情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価等の難易度に応じ、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は最長60日間、その他の大規模買付行為等の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価検討期間」といいます。）として設定いたします。いずれの場合においても、取締役会評価検討期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会および独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に対して公表いたします。

取締役会評価検討期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(4) 大規模買付行為等が実施された場合の対応

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当社取締役会は、大規模買付者から提供された必要情報その他一切の事情を勘案の上、独立委員会の勧告を最大限尊重し、大規模買付行為等の評価、検討、交渉、意見形成、代替案の立案等を行います。その上で、当社取締役会として、大規模買付行為等がなされることに反対であり、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると合理的な根拠をもって判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、法令等および当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

なお、大規模買付行為等が以下の (i) から (xi) のいずれかに該当すると合理的な根拠をもって判断できる場合には、当社取締役会は、原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると判断するものとします。もともと、対抗措置の発動は、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると合理的な根拠をもって判断できる場合に限り行うものであり、以下の (i) から (ix) のいずれかに形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動するものではありません。

- (i) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付けを行っている者（いわゆるグリーンメーラー）である場合ないし当社の株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ii) 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株券等の買付けを行っている場合
- (iii) 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付けを行っている場合
- (iv) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の買付けを行っている場合
- (v) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株券等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株券等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (vi) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがある（いわゆる強圧性がある）場合
- (vii) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切である場合
- (viii) 大規模買付者による支配権の取得により、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係が悪化すること等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合

- (ix) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて明らかに劣後するため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合
- (x) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合
- (xi) 上記 (i) ないし (x) に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合

### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、その具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、法令等および当社定款上検討可能な対抗措置を講じることにより、大規模買付行為等に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

また、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、および大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったものとして対抗措置を発動すべきか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

### ③取締役会の決議および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとしますが、原則として新株予約権の無償割当てを行うものとします。新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、非適格者（別紙6「新株予約権無償割当ての概要」第5項において定義されます。以下、同じとします。）に該当しないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主意思確認総会（以下に定義されます。）の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重した上で当社取締役会が相当と判断した場合には、株主の皆様が本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。（注8））を開催し、株主の皆様の意思を確認することとします（注9）（なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等

の事情があると認める場合には、①（i）対抗措置発動の決議を行い、または（ii）不発動の決議を行わず、その上で、②対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問の旨を、株主意思確認総会を招集することができるものとします。）。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価検討期間はその日をもって終了し、直ちに、株主検討期間へ移行することとします。

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案、その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を公表いたします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、当該株主意思確認総会を終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

また、株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に公表いたします。

（注8）会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。

（注9）株主意思確認総会においては、原則として普通決議により株主の皆様の意思を確認することとしますが、議決権を行使することができる株主の範囲は、近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえて、適切に決定することを予定しております。

#### ④大規模買付行為等待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4.（1）「意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価検討期間が終了するまでの期間を「大規模買付行為等待機期間」とします。一方、株主検討期間を設ける場合には、上記4.（1）「意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間が終了するまでの期間を「大規模買付行為等待機期間」とします。そして、大規模買付行為等待機期間においては、大規模買付行為等は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為等は、大規模買付行為等待機期間の経過後のみ開始できるものとします。

#### ⑤対抗措置の発動の停止等について

上記③において、当社取締役会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為等の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為等の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当てを中止する方法

により、また、新株予約権の無償割当て後においても、行使期間開始日の前日までの間は、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）する方法により、対抗措置の発動の停止等を行うことができるものとします。このような対抗措置の発動の停止等を行う場合には、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令等に従い、当該決定について適時・適切に公表いたします。

## 5. 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記4.の手續に従い、対抗措置を発動する場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動に関する会社法上の機関としての決定を行います。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として差別的行使条件等の付された新株予約権の無償割当てとしますが、法令等および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。本プランに基づき発動する対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりです。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、非適格者に該当しないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けます。

## 6. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プラン導入時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当ては実施されません。したがって、本プランの導入時において、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記4.(4)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより、大規模買付行為等に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置（例えば新株予約権の無償割当て）を講じる場合であっても、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（非適格者を除きます。下記(3)においても同じとします。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

一方、非適格者に該当する株主については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した場合には、法令等に従って適時・適切に公表いたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、その後、当社取締役会の決定により当該新株予約権の無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化が生じることを前提として売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 対抗措置発動時に株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また、当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が非適格者に該当しないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に従って適時・適切に公表いたします。

7. 本プランの合理性を高める仕組み

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが上記1.「会社の支配に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収への対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が令和5年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」および東京証券取引所が令和3年6月11日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「本プランの目的および概要」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

上記4. (4)「大規模買付行為等が実施された場合の対応」に記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしております。さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ

および客観性がより強く担保される仕組みとなっており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年（但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時まで）であります。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

8. 本プランの廃止の手続および有効期間

本プランの有効期限は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令等の変更もしくはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以 上

当社の大株主の株式保有状況（令和8年3月31日現在）

| 株主名             | 持株数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|-----------------|-------------|-------------|
| 公益財団法人野澤一郎育英会   | 2,420       | 7.21        |
| E S G投資事業組合     | 2,118       | 6.31        |
| 株式会社野澤          | 2,038       | 6.07        |
| 株式会社三井住友銀行      | 1,843       | 5.49        |
| 株式会社みずほ銀行       | 1,757       | 5.23        |
| 株式会社三菱UFJ銀行     | 1,686       | 5.02        |
| 株式会社ナガワ         | 1,121       | 3.33        |
| 株式会社泉創建エンジニアリング | 979         | 2.91        |
| 住友生命保険相互会社      | 974         | 2.90        |
| 株式会社CACHoldings | 954         | 2.84        |

- (注) 1. 持株比率は自己株式(235,805株)を控除して計算しております。  
 2. 持株数の千株未満は、切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役または社外有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否かの判断、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、全会一致をもってこれを行う。

以 上

独立委員の氏名および略歴

五十嵐 規矩夫 (いからし きくお)

## 【略歴】

平成4年4月 国立東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）工学部助手就任  
 平成7年4月 同助教授  
 平成12年4月 同大学院理工学研究科助教授  
 平成19年4月 同准教授  
 平成28年4月 国立大学法人東京工業大学（現国立大学法人東京科学大学）  
 環境・社会理工学院准教授  
 平成29年4月 同教授（現任）  
 令和6年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

高田 明 (たかだ あきら)

## 【略歴】

昭和56年4月 野村証券株式会社入社  
 平成13年12月 同社 I B コンサルティング室長  
 平成24年4月 野村インベスター・リレーションズ株式会社取締役  
 平成30年3月 トラスコ中山株式会社常勤監査役  
 令和5年6月 山九株式会社社外取締役（現任）  
 令和8年3月 東海カーボン株式会社社外取締役（現任）

松本 拓生 (まつもと たく)

## 【略歴】

平成9年4月 最高裁判所司法研修所入所（51期）  
 平成11年4月 第二東京弁護士会登録  
 平成17年5月 Duke University School of Law (LL.M.)  
 平成18年3月 ニューヨーク州弁護士資格取得  
 平成19年1月 TMI 総合法律事務所パートナー就任  
 平成22年4月 東京大学法科大学院客員准教授  
 平成26年4月 恵比寿松本法律事務所 開業

## 共同協調行為等認定基準

※本基準は、本プランで定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配またはこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものですが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」（共同協調関係）が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとします。

※共同協調関係が樹立されたか否かの認定に際しては、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含みます。）について、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとします。

※以下「大規模買付者」には、「大規模買付者」の親会社または子会社（大規模買付者を含め、「大規模買付者グループ」という。）、大規模買付者グループの役員・主要株主を含むものとします。

1. 当社の株券等を取得している時期が、大規模買付者による当社の株券等の取得または重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
2. 取得した当社の株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
3. 当社の株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者による当社の株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為等を行うこと等の意向の表明など、大規模買付者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、または対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、大規模買付者の行動に関連するイベントと近接しているか。
4. 市場における当社の株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社の株券等を取得しているなど、大規模買付者による当社の株券等取得の時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか。
5. 大規模買付者が株券等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が大規模買付者のそれと重なり合っている、または近接しているか。
6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（大規模買付者とともにもその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれと同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

7. 上記5.記載の当該他の上場会社において、認定対象者および大規模買付者（ならびに認定対象者以外の者で大規模買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の変更（選解任）が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特別注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行等）が生じているか。生じているとして企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か。
8. 大規模買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか。
9. 大規模買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下、同じとします。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか。
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、本10.を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、本11.を唯一の根拠として「共同協調関係」が樹立されたと認定してはならないものとします。）。
12. その代理人やアドバイザーが、大規模買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属しているもしくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、大規模買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問いません。）。
13. その他、大規模買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以上

## 大規模買付者に提供を求める情報（必要情報）

1. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。以下、同じです。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、経営成績、役員の氏名および職歴、過去10年以内における法令違反行為の有無（それが存する場合にはその概要）、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容ならびに当該システムの実効性の有無ないし状況
3. 大規模買付行為等の目的、方法および具体的内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社の株券等の数および大規模買付行為等を行った後における議決権割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、ならびに大規模買付行為等の後に当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
4. 大規模買付者と第三者の間の当社の株券等の過去の取得又は処分に関する情報
5. 大規模買付行為等における当社の株券等に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
6. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。））を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金調達が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的内容を含みます。）
7. 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下、同じです。）の有無および意思連絡がある場合はその具体的内容および当該第三者の概要
8. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等または当社もしくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況、ならびに当社の株券等の貸株、借株および空売り等の状況

9. 大規模買付者およびその者が属する特定株主グループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社の株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
10. 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株券等に関し、担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社の株券等の数量等の当該合意の具体的内容
11. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
12. 大規模買付行為等の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容
13. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
14. 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
15. 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性および国内外の法令等の規制遵守の可能性
16. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連が存在する場合にはその詳細
17. その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の目的となる株式の種類  
当社普通株式
2. 新株予約権の目的となる株式の数  
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、取締役会が別途定める数とします。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた額とします。
4. 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間は、取締役会が別途定める一定の期間とします。
5. 新株予約権の行使の条件
  - (a) 非適格者が保有する新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。  
「非適格者」とは以下のいずれかに該当する者をいいます。
    - (i) 大規模買付者
    - (ii) 大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項）
    - (iii) 大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
    - (iv) 取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
      - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく新株予約権を譲り受けまたは承継した者
      - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通している者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザーもしくはこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
  - (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記5(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記5(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料および法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
  - (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行または所定の条件の充足が必要とされる場合、当

該管轄地域に所在する者は、当該手続および条件がすべて履行または充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負うものではありません。

- (d) 上記5 (c) の条件の充足の確認は、上記5 (b) に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。

## 6. 取得条件

- (a) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で、上記5 (a) および (b) の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記5 (c) に該当する者が保有する新株予約権を含みます。下記 (b) において「行使適格新株予約権」といいます。）について、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができます。
- (b) 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のものについて、取得に係る当該新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件および取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

### (i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回る範囲内でのみ、行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止または撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。

(y) (α) 大規模買付者の議決権割合（但し、本 (i) において、議決権割合の計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、または、

(β) 大規模買付者の議決権割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社の株券等を市場内取引を通じて処分し、かつ、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

### (ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限ります。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記5 (b) に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとします。

7. 譲渡承認

譲渡による新株予約権の取得には、取締役会の承認を要します。

8. 資本金および準備金に関する事項

新株予約権の行使および取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金および資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

9. 端数

新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

10. 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

11. 株主に割り当てる新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

12. 割当対象株主

取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社普通株式の全株主（当社を除く。）に対し、新株予約権を割り当てます。

13. 新株予約権の総数

取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除く。）と同数を上限として、当社取締役会が別途定める数とします。

14. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会が別途定める基準日以後の日で取締役会が別途定める日とします。

以 上

## <株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものであります。

なお、以下に記載の「議題」「議案の要領」及び「提案の理由」は、議題の号数並びに体裁等の形式的な調整を除き、提案株主様から提出された書面の内容を原文のまま記載しております。

### 第5号議案

## 剰余金の処分の件

### 1. 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。なお、当社は、次期定時株主総会（第95回定時株主総会）以降も、DOE10%以上、かつ、下記イで定まる1株当たり配当額以上の配当額を維持することを目標とする。

#### ア. 配当財産の種類

金銭

#### イ. 1株当たり配当額

第94期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「本指針」という。）に従い算定した数値（ただし、本指針第35項の規定にかかわらず、本指針第34項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から非支配株主持分を控除しないものとして計算する。）をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.10を乗じた金額（以下「DOE10%相当額」という。）から、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した当社普通株式1株当たりの剰余金配当金額（以下「会社配当金額」という。）があれば当該金額を控除した金額（会社配当金額がない場合には、DOE10%相当額）

#### ウ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2026年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

#### エ. 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

### 2. 提案の理由

本年に公表された自己株式の取得と消却、投資有価証券の一部売却及び配当額修正といった一連の取組みは、企業価値向上への前向きな進展と受け止めております。一方で、中期経営計画の抜本的な見直し及び企業価値向上に向けた特別委員会の設置といった、貴社の本源的価値の顕在

化に向けた包括的及び計画的施策は実施されていません。弊社の試算では、賃貸不動産の税引き後含み益考慮後の実質PBRは約0.6倍、また、25/3期の特別利益を除く実質ROEは6.2%と共に低く、昨年5月に修正される前の中期経営計画ROE目標10%を最低限達成すべきであり、さらに踏み込んだ資本政策による純資産の適正水準までの圧縮が必要です。そこで、純資産配当率(DOE)10%(昨年12月末時点の純資産に、本年2月26日に実施した自己株式の取得を考慮した場合で、1株当たり配当金209円)以上かつ累進配当を株主還元方針としていただきたく存じます。

## 【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

### 当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

#### ・反対の理由

当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題の一つとして認識しており、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく持続的な成長のための投資と必要な投資資金を確保することにも留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としております。このような基本方針のもと、直近3年間の1株当たり配当金は、令和5年3月期14円、令和6年3月期16円、令和7年3月期24円と増配を続け、令和8年3月期については前期比12円増の36円と更なる増配を予定しております。当社は、これらの配当金額はいずれも業績及び将来の見通し等の総合的な観点を考慮して決定されたものであり、適切であると判断しております。加えて、当社は、令和7年2月14日には取得株式総数3,600,000株（発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合8.9%）、取得価額総額4,334,400,000円となる自己株式の取得を、令和8年2月26日には取得株式総数3,332,500株（発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合9.0%）、取得価額総額6,698,325,000円となる自己株式の取得をそれぞれ実施しており、株主還元のさらなる強化を着実に進めております。その結果として、令和7年3月期における総還元性向は35.2%（会計上の特別利益を除く修正総還元性向は165.4%）、令和8年3月期における総還元性向は127.0%となっております。当社としては、今後も経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、株主還元策の強化を推進してまいります。

また、本株主提案の提案理由の中でも言及されている、純資産の圧縮等を通じた資本効率の改善（ROEの向上）につきましても、当社としても重要な施策であると認識しております。このような認識の下、当社は、令和7年5月30日に公表した「第3期中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』【修正版】」（以下「修正版本中期経営計画」といいます。）において、収益力の向上とともに、政策保有株式の縮減等にも取り組む方針を公表し、直近では、令和8年2月26日に政策保有株式（3銘柄、4,653,396,460円）の売却を行っております。当社は、今後も、政策保有株式の縮減を含む資本効率の改善に向けた各種施策の検討を進めてまいります。

加えて、当社は、令和5年度からの5年間で、グループ保有力の有効活用を推進するとともに、事業基盤の強化、周辺領域の拡大を図る5年と位置づけ、令和5年5月15日に公表した第3期中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』をスタートさせており、令和7年5月30日には、修正版本中期経営計画を公表しております。修正版本中期経営計画に記載のとおり、利益配分については、①株主の皆様への還元、②事業継続に必要な設備投資、③人材開発に向けた投資、の三項目のバランスを取ることを基本方針としております。これに加えて、④長期計画の一環としての豊洲三丁目高度利用再開発プロジェクトに向けた資金の準備積み立て、⑤グループ再編に向けた投資、⑥借入金の返済も進め

ていく必要があります。このように、当社における利益配分の対象は多岐にわたることから、持続的な成長のための将来の事業投資及び投資資金の確保と、株主の皆様への還元の最適なバランスを迫及することこそが、中長期的な視点で真に株主の皆様の利益に貢献するためには重要であると考えております。

一方、本議案は、D O E（純資産配当率）10%に相当する額の継続的な配当を求めるものですが、これは、当社の令和8年3月期末の1株当たり純資産額2,210円（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値（ただし、本指針第35項の規定にかかわらず、本指針第34項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から非支配株主持分を控除しないものとして計算））を基礎とすると、1株当たり221円となり、当社が適切と考える配当額を大幅に上回ります。

このような配当を継続することは、将来の事業投資及び投資資金の確保、株主の皆様への還元のバランスを失するものであり、当社の基本方針である長期的な安定配当の維持にそぐわず、結果として当社の中長期的な企業価値向上、株主共同の利益の向上の機会を奪うことに繋がりがかねないと考えております。

したがいまして、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

# 事業報告

( 令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、公共投資が底堅く推移し、雇用情勢の改善や設備投資の緩やかな持ち直しの動きがみられる中、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、中東情勢の影響、物価上昇の継続や米国の通商政策の影響など、今後のわが国の経済に与える影響に十分注意する必要があります。

当業界におきましては、民間設備投資は緩やかに持ち直しており、公共投資については底堅く推移しております。しかしながら、資材価格の高止まり、労働力不足が続いていることから、今後も注視が必要な状況となっております。

このような情勢下におきまして、当社グループは懸命な事業活動を展開いたしました結果、当連結会計年度の受注高は、前期を6%上回る290億5千万円、売上高につきましては前期を若干上回る349億5千1百万円となりました。

売上高の構成は、鉄構建設事業が前期を11%下回る279億3千8百万円、不動産事業は前期を115%上回る70億1千3百万円となり、構成比は鉄構建設事業80%、不動産事業20%であります。

次期への繰越高は前期を4%上回る301億1千3百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は47億5千9百万円、経常利益は54億8千1百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は62億2千7百万円となりました。

受注工事の主なものは、(仮称)新展示場整備事業(北海道札幌市)、筑波大学Sport Complex for Tomorrow(仮称)新営その他工事(国立大学法人筑波大学)、須崎市図書館等複合施設建設工事(高知県須崎市)、江戸川区立上小岩小学校改築工事(江戸川区)、宇都宮向田線板戸大橋その2(栃木県)などであります。

なお、完成工事の主なものは、（仮称）横浜Timber Wharf PJ新築計画（株式会社DRAFT）、株式会社ロジスポ新D棟新築計画（有限会社富修）、新御殿場市立図書館等新築工事（静岡県御殿場市）、（仮称）アルプスアルパイン株式会社いわき開発センターEMC新棟建築工事（アルプスアルパイン株式会社）などであります。

### 当連結会計年度の企業集団の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

| 区 分         | 前 期 繰 越 高 | 当 期 受 注 高 | 当 期 売 上 高 | 次 期 繰 越 高 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 鉄 構 建 設 事 業 | 28,999    | 29,050    | 27,938    | 30,113    |
| 不 動 産 事 業   | －         | 7,013     | 7,013     | －         |
| 合 計         | 28,999    | 36,063    | 34,951    | 30,113    |

（注） 1.不動産事業の当期受注高は、便宜上、その売上高を記載しております。

2.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、工場製作用工作機械及び賃貸用不動産の既存設備の改修等で4億4百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、株式会社泉興産の発行済株式取得のため、長期借入金40億円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

建設業を取り巻く環境は、建設諸資材の高騰や人手不足等の影響もあり、予定されていた工事の着工時期がずれ込む等、厳しくかつ不透明な状況にありますが、「技術立社」「ニッチ志向」「付加価値を付け、収益重視」を企業方針とする当社としましては、根幹である「高付加価値、高営業利益率」を守りつつ、グループ一体となり、第3期中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』の達成に向け、さらなる企業価値の向上を目指してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

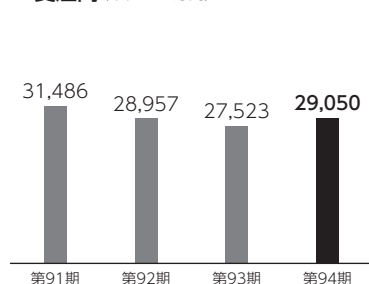
企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第 91 期<br>(4.4~5.3) | 第 92 期<br>(5.4~6.3) | 第 93 期<br>(6.4~7.3) | 第 94 期<br>(7.4~8.3) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 受 注 高               | 31,486百万円           | 28,957百万円           | 27,523百万円           | 29,050百万円           |
| 売 上 高               | 35,982百万円           | 33,342百万円           | 34,670百万円           | 34,951百万円           |
| 営 業 利 益             | 3,782百万円            | 3,178百万円            | 3,932百万円            | 4,759百万円            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | 3,175百万円            | 2,782百万円            | 14,849百万円           | 6,227百万円            |
| 1株当たり当期純利益          | 80円20銭              | 69円32銭              | 372円25銭             | 170円06銭             |
| 総 資 産               | 56,567百万円           | 76,310百万円           | 116,489百万円          | 121,355百万円          |

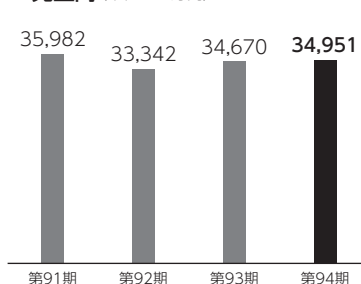
(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.上記受注高には、「事業報告の1. (1)事業の経過及びその成果」において便宜上記載した不動産事業の受注高を含めておりません。

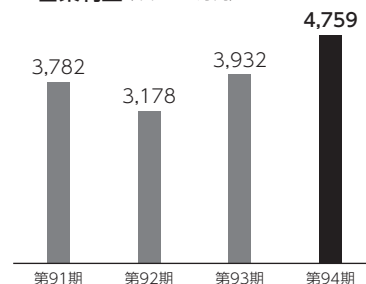
■ 受注高 (単位：百万円)



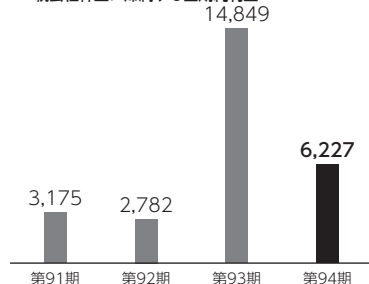
■ 売上高 (単位：百万円)



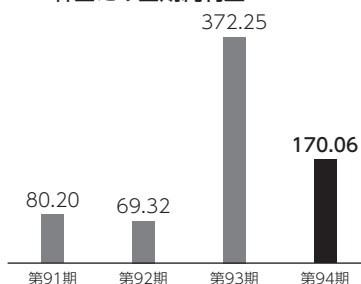
■ 営業利益 (単位：百万円)



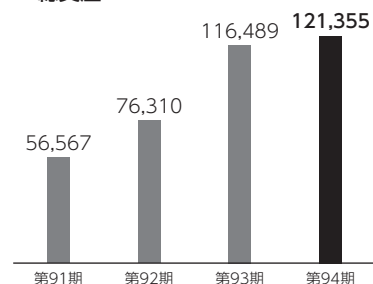
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



**(6) 重要な子会社の状況**

| 会社名            | 資本金    | 出資比率   | 主要な事業内容                      |
|----------------|--------|--------|------------------------------|
| (株)札幌巴コーポレーション | 50百万円  | 87.5%  | 鋼構造物の製作、施工                   |
| (株)東北巴コーポレーション | 80百万円  | 70.0%  | 鋼構造物の製作、施工                   |
| (株)巴技研         | 100百万円 | 72.0%  | 格納庫扉開閉装置、免振デバイス、試験装置の設計・製造など |
| (株)泉興産         | 360百万円 | 54.7%  | 不動産賃貸業                       |
| 令和建設(株)        | 50百万円  | 100.0% | 一般土木建築工事業                    |

**(7) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）**

当社グループは、当社及び子会社5社で構成されており、建設業法による特定建設業者（特一7第4607号）として国土交通大臣の許可と、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者（4）第87727号として東京都知事の免許を受けて、次の事業を行っております。

鉄 構 建 設 事 業……………立体構造物・橋梁・鉄骨・鉄塔の設計、製作、施工並びに総合建設  
工事の企画、設計、施工

不 動 産 事 業……………不動産の売買、管理及び賃貸借並びにこれらの仲介

**(8) 主要な営業所及び工場（令和8年3月31日現在）**

## ① 当社

本 社 東京都中央区勝どき四丁目6番2号

支 店 東 京 支 店（東京都中央区） 宇 都 宮 支 店（栃木県宇都宮市）

札 幌 支 店（北海道札幌市） 名 古 屋 支 店（愛知県名古屋市）

東 北 支 店（宮城県仙台市） 大 阪 支 店（大阪府大阪市）

西 東 北 建 設 支 店（秋田県にかほ市） 九 州 支 店（福岡県福岡市）

工 場 小 山 工 場（栃木県小山市） 十 和 田 工 場（青森県十和田市）

札 幌 工 場（北海道北広島市）

## ② 子会社

(株)札幌巴コーポレーション（北海道札幌市）

(株)東北巴コーポレーション（青森県十和田市）

(株) 巴 技 研（東京都中央区）

(株) 泉 興 産（東京都中央区）

令 和 建 設 (株)（茨城県守谷市）

(9) 従業員の状況 (令和8年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分         | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-------------|---------|-------------|
| 鉄 構 建 設 事 業 | 469名    | 8名減         |
| 不 動 産 事 業   | 10名     | —           |
| 全 社 ( 共 通 ) | 39名     | 5名減         |
| 合 計         | 518名    | 13名減        |

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 390名    | 9名減         | 40.8歳   | 13.6年       |

(10) 主要な借入先の状況 (令和8年3月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 6,809百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 3,818百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 3,818百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 33,800,000株 (うち自己株式235,805株)  
 (3) 株主数 3,220名  
 (4) 大株主(上位10名)

| 株主名             | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-----------------|---------|---------|
| 公益財団法人野澤一郎育英会   | 2,420   | 7.2     |
| ESG投資事業組合       | 2,118   | 6.3     |
| 株式会社野澤          | 2,038   | 6.0     |
| 株式会社三井住友銀行      | 1,843   | 5.4     |
| 株式会社みずほ銀行       | 1,757   | 5.2     |
| 株式会社三菱UFJ銀行     | 1,686   | 5.0     |
| 株式会社ナガワ         | 1,121   | 3.3     |
| 株式会社泉創建エンジニアリング | 979     | 2.9     |
| 住友生命保険相互会社      | 974     | 2.9     |
| 株式会社CACHoldings | 954     | 2.8     |

- (注) 1.持株比率は自己株式(235,805株)を控除して計算しております。  
 2.持株数の千株未満は、切り捨てて表示しております。  
 3.持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和8年2月25日の取締役会決議により、以下のとおり自己株式の取得及び消却を実施いたしました。

#### ①自己株式の取得

- 取得した株式の種類及び総数 普通株式 3,332,500株  
 株式の取得価額の総額 6,698,325,000円  
 取得日 令和8年2月26日  
 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

#### ②自己株式の消却

- 消却した株式の種類及び総数 普通株式 6,963,046株  
 消却日 令和8年3月6日

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（令和8年3月31日現在）

| 地 位                                   | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                  |
|---------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>取 締 役 社 長<br>社 長 執 行 役 員 | 深 沢 隆   | 事業部門総括                                                                   |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員                  | 神 崎 謙 二 | 建設部門長                                                                    |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員                  | 三 木 康 裕 | 本社部門長、不動産部門長、人材開発センター統括<br>(株)泉興産代表取締役社長                                 |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員                  | 西 原 普 明 | 鉄構部門長<br>(株)東北巴コーポレーション代表取締役社長                                           |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)                    | 堀 切 良 浩 |                                                                          |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)                    | 西 山 誠 弘 |                                                                          |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )                | 五十嵐規矩夫  | 国立大学法人東京科学大学環境・社会理工学院教授<br>一般社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構<br>鉄骨工事管理責任者専門委員会委員長 |

(注) 1.取締役（監査等委員）堀切良浩、西山誠弘、五十嵐規矩夫の各氏は社外取締役であります。

2.取締役（常勤監査等委員）堀切良浩氏は、長年金融機関に在籍し、また事業会社の企画・経理担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

3.取締役（常勤監査等委員）西山誠弘氏は、長年の金融機関及び事業会社勤務の経験から、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

4.取締役（監査等委員）五十嵐規矩夫氏は、長年、東京科学大学にて研究職に従事しており、当社が得意とする構造設計に関する相当の知見を有しております。

5.社内の情報収集及び監査等の環境の整備を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀切良浩氏及び西山誠弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

6.社外取締役（監査等委員）堀切良浩、西山誠弘、五十嵐規矩夫の各氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

7.当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

- 8.当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為(不作為を含む)に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

9.当事業年度に退任した取締役

| 氏名   | 退任日       | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|------|-----------|------|---------------------|
| 高本敏行 | 令和7年6月27日 | 任期満了 | 代表取締役副社長執行役員        |
| 近藤一樹 | 令和7年6月27日 | 辞任   | 取締役(常勤監査等委員)        |

## (2) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、当該決定方針に基づき、基本報酬については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、賞与については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、連結当期純利益等を参考に、各取締役の当期の業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮した上で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である深沢隆が決定しております。

なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役がその妥当性等について確認していることから、取締役会としては、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 報酬決定の方法

当社取締役の報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、株主総会の決議によってその報酬枠を定め、取締役（監査等委員であるものを除く）については監査等委員である取締役の意見を聞いたうえで、取締役会の決議により報酬案の基本方針を決定する。代表取締役社長である深沢隆は各取締役の基本報酬の額及び、賞与の評価配分の決定の委任を受けるものとし、取締役会にて決議された報酬案の基本方針に基づき、決定する。

#### 2. 報酬決定の基本方針

##### a 各取締役に共通する事項

当社取締役の報酬は月例の基本報酬及び6月、12月の賞与であり、共に全額固定報酬とする。月例報酬については業務内容及び能力、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案した上で報酬水準を決定する。賞与については月例報酬の決定方法に加え、従業員の賞与額を参考に配分を決定する。

##### b 代表取締役

基本報酬については、当社全体の前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価、中期経営計画の達成状況を考慮し、決定する。賞与については連結当期純利益等を参考に、当社全体の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

c 事業部門担当取締役

・鉄構部門担当取締役

基本報酬については、鉄構部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、鉄構部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

・建設部門担当取締役

基本報酬については、建設部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、建設部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

・管理部門担当取締役

基本報酬については、事業部門担当取締役の報酬を参考に当社全体の予算の達成度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、事業部門担当取締役の報酬を参考に職務遂行の評価を考慮し、決定する。

3. 報酬に関する株主総会の決議

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその内容は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、それぞれ総枠を取締役（監査等委員であるものを除く）は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額100百万円以内として、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において決議している。

②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 137<br>(-)      | 137<br>(-)      | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 5<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 33<br>(33)      | 33<br>(33)      | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 4<br>(4)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 170<br>(33)     | 170<br>(33)     | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 9<br>(4)              |

- (注) 1.上記には、令和7年6月27日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）及び辞任した取締役（監査等委員）の2名を含んでおります。
- 2.取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
- 3.取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
- 4.取締役会は、代表取締役社長である深沢隆に対し各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役がその妥当性等について確認いたしました。

③社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

**(3) 社外取締役に関する事項**

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）五十嵐規矩夫氏は、国立大学法人東京科学大学の教授であります。国立大学法人東京科学大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員）<br>堀 切 良 浩 | <p>当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。</p> <p>監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、委員長として大局的かつ専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。</p> |
| 取締役（常勤監査等委員）<br>西 山 誠 弘 | <p>令和7年6月27日に就任以降、取締役会7回のうち7回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。</p> <p>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。</p>                                                               |
| 取締役（監査等委員）<br>五十嵐規矩夫    | <p>当事業年度に開催された取締役会9回のうち9回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。社外取締役就任以降、特に、長年にわたる東京科学大学での研究の経験を活かした構造設計の専門的な立場による多角的な観点から、監督、助言等を行うなど、当社経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。</p>                             |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 64百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 64百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査等委員会は、仰星監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                    | 負 債 の 部                |                    |
|-----------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>27,946,177</b>  | <b>流 動 負 債</b>         | <b>15,784,229</b>  |
| 現金預金            | 9,466,988          | 工事未払金等                 | 3,733,533          |
| 受取手形            | 107,949            | 短期借入金                  | 5,615,820          |
| 電子記録債権          | 1,802,518          | 未払法人税等                 | 2,083,975          |
| 完成工事未収入金等       | 4,988,803          | 契約負債                   | 2,568,400          |
| 契約資産            | 8,829,471          | 完成工事補償引当金              | 55,475             |
| 未成工事支出金         | 1,092,009          | 賞与引当金                  | 736,260            |
| 材料貯蔵品           | 142,193            | 工事損失引当金                | 33,000             |
| 販売用不動産          | 1,255,355          | その他                    | 957,763            |
| その他             | 288,723            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>31,386,549</b>  |
| 貸倒引当金           | △27,836            | 長期借入金                  | 10,256,240         |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>93,409,669</b>  | 繰延税金負債                 | 19,049,945         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>46,366,495</b>  | 役員退職慰労引当金              | 47,233             |
| 建物・構築物          | 29,908,326         | 退職給付に係る負債              | 191,566            |
| 機械・運搬具          | 970,577            | その他                    | 1,841,563          |
| 工具器具備品          | 126,229            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>47,170,778</b>  |
| 土地              | 15,105,284         | 純 資 産 の 部              |                    |
| リース資産           | 256,077            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>52,401,192</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>968,959</b>     | 資本金                    | 3,000,012          |
| のれん             | 873,271            | 資本剰余金                  | 6,396,665          |
| その他             | 95,688             | 利益剰余金                  | 43,369,531         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>46,074,214</b>  | 自己株式                   | △365,016           |
| 投資有価証券          | 45,323,936         | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>20,113,639</b>  |
| 退職給付に係る資産       | 258,757            | その他有価証券評価差額金           | 19,720,496         |
| 繰延税金資産          | 115,766            | 退職給付に係る調整累計額           | 393,142            |
| その他             | 375,754            | <b>非支配株主持分</b>         | <b>1,670,235</b>   |
| 貸倒引当金           | △1                 | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>74,185,067</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>121,355,846</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>121,355,846</b> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(令和7年4月1日から)  
(令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金          | 額                 |
|--------------------|------------|-------------------|
| <b>売上高</b>         |            | <b>34,951,962</b> |
| 完成工事高              | 27,938,748 |                   |
| 不動産事業売上高           | 7,013,213  |                   |
| <b>売上原価</b>        |            | <b>27,426,445</b> |
| 完成工事原価             | 23,595,962 |                   |
| 不動産事業売上原価          | 3,830,482  |                   |
| <b>売上総利益</b>       |            | <b>7,525,517</b>  |
| 完成工事総利益            | 4,342,786  |                   |
| 不動産事業総利益           | 3,182,731  |                   |
| 販売費及び一般管理費         |            | 2,766,079         |
| <b>営業利益</b>        |            | <b>4,759,438</b>  |
| <b>営業外収益</b>       |            | <b>1,193,443</b>  |
| 受取利息配当金            | 1,169,626  |                   |
| その他                | 23,817     |                   |
| <b>営業外費用</b>       |            | <b>471,281</b>    |
| 支払利息               | 257,445    |                   |
| シンジケートローン手数料       | 200,000    |                   |
| その他                | 13,835     |                   |
| <b>経常利益</b>        |            | <b>5,481,600</b>  |
| <b>特別利益</b>        |            | <b>3,154,723</b>  |
| 固定資産売却益            | 3,451      |                   |
| 投資有価証券売却益          | 3,151,272  |                   |
| <b>特別損失</b>        |            | <b>340,728</b>    |
| 固定資産除却損            | 43,097     |                   |
| 投資有価証券売却損          | 65,015     |                   |
| 減損                 | 232,615    |                   |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |            | <b>8,295,595</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税       |            | 3,001,838         |
| 法人税等調整額            |            | △974,712          |
| <b>当期純利益</b>       |            | <b>6,268,468</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |            | 40,997            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    |            | 6,227,471         |

# 貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>流動資産</b>     | <b>21,249,471</b> | <b>流動負債</b>     | <b>13,739,541</b> |
| 現金預金            | 5,514,457         | 工事未払金           | 3,577,937         |
| 受取手形            | 99,790            | 短期借入金           | 4,635,820         |
| 電子記録債権          | 1,802,518         | 未払金             | 263,702           |
| 完成工事未収入金        | 3,216,874         | 未払法人税等          | 1,787,728         |
| 不動産事業未収入金       | 35,834            | 契約負債            | 2,410,418         |
| 契約資産            | 8,513,602         | 完成工事補償引当金       | 54,308            |
| 未成工事支出金         | 978,942           | 賞与引当金           | 630,000           |
| 材料貯蔵品           | 25,150            | 工事損失引当金         | 33,000            |
| 販売用不動産          | 844,911           | その他             | 346,627           |
| その他             | 245,068           | <b>固定負債</b>     | <b>20,761,602</b> |
| 貸倒引当金           | △27,680           | 長期借入金           | 10,186,240        |
| <b>固定資産</b>     | <b>66,091,199</b> | 長期預り敷金保証金       | 1,344,650         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,672,613</b> | 繰延税金負債          | 8,771,463         |
| 建物              | 7,958,774         | 退職給付引当金         | 315,341           |
| 構築物             | 256,896           | その他             | 143,907           |
| 機械装置            | 459,538           | <b>負債合計</b>     | <b>34,501,144</b> |
| 車両運搬具           | 4,483             | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 工具器具備品          | 92,238            | <b>株主資本</b>     | <b>33,240,569</b> |
| 土地              | 4,844,761         | 資本金             | 3,000,012         |
| リース資産           | 55,920            | 資本剰余金           | 1,658,242         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>83,027</b>     | 資本準備金           | 1,658,242         |
| ソフトウェア          | 68,915            | <b>利益剰余金</b>    | <b>28,947,330</b> |
| その他             | 14,112            | 利益準備金           | 750,003           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>52,335,557</b> | その他利益剰余金        | 28,197,327        |
| 投資有価証券          | 41,521,988        | 固定資産圧縮積立金       | 1,378,725         |
| 関係会社株式          | 9,471,651         | 別途積立金           | 7,700,000         |
| 長期営業外未収入金       | 11,000            | 繰越利益剰余金         | 19,118,601        |
| その他             | 1,333,141         | <b>自己株式</b>     | <b>△365,016</b>   |
| 貸倒引当金           | △2,223            | 評価・換算差額等        | 19,598,956        |
| <b>資産合計</b>     | <b>87,340,671</b> | その他有価証券評価差額金    | 19,598,956        |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>52,839,526</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>87,340,671</b> |

# 損益計算書

(令和7年4月1日から  
令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金          | 額                 |
|------------------------|------------|-------------------|
| <b>売 上 高</b>           |            | <b>29,712,125</b> |
| 完成工事高                  | 24,173,040 |                   |
| 不動産事業売上高               | 5,539,085  |                   |
| <b>売 上 原 価</b>         |            | <b>23,679,652</b> |
| 完成工事原価                 | 21,136,514 |                   |
| 不動産事業売上原価              | 2,543,137  |                   |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |            | <b>6,032,473</b>  |
| 完成工事総利益                | 3,036,525  |                   |
| 不動産事業総利益               | 2,995,948  |                   |
| 販売費及び一般管理費             |            | 2,257,290         |
| <b>営 業 利 益</b>         |            | <b>3,775,183</b>  |
| <b>営 業 外 収 益</b>       |            | <b>1,197,234</b>  |
| 受取利息配当金                | 1,171,670  |                   |
| その他                    | 25,564     |                   |
| <b>営 業 外 費 用</b>       |            | <b>460,762</b>    |
| 支払利息                   | 249,690    |                   |
| シンジケートローン手数料           | 200,000    |                   |
| その他                    | 11,072     |                   |
| <b>経 常 利 益</b>         |            | <b>4,511,655</b>  |
| <b>特 別 利 益</b>         |            | <b>3,154,723</b>  |
| 固定資産売却益                | 3,451      |                   |
| 投資有価証券売却益              | 3,151,272  |                   |
| <b>特 別 損 失</b>         |            | <b>325,057</b>    |
| 固定資産除却損                | 38,886     |                   |
| 投資有価証券売却損              | 65,015     |                   |
| 減損損失                   | 221,156    |                   |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |            | <b>7,341,321</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           |            | 2,457,592         |
| 法人税等調整額                |            | △635,429          |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |            | <b>5,519,158</b>  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月22日

株式会社 巴コーポレーション  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 増 田 和 年  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 道 浦 功 朗  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和 8 年 5 月 2 2 日

株式会社 バコーポレーション  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 増 田 和 年  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 道 浦 功 朗  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バコーポレーションの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査結果の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 8 年 5 月 25 日

株式会社 バコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 堀 切 良 浩 ㊟

常勤監査等委員 西 山 誠 弘 ㊟

監 査 等 委 員 五十嵐規矩夫 ㊟

(注) 常勤監査等委員堀切良浩、西山誠弘及び監査等委員五十嵐規矩夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

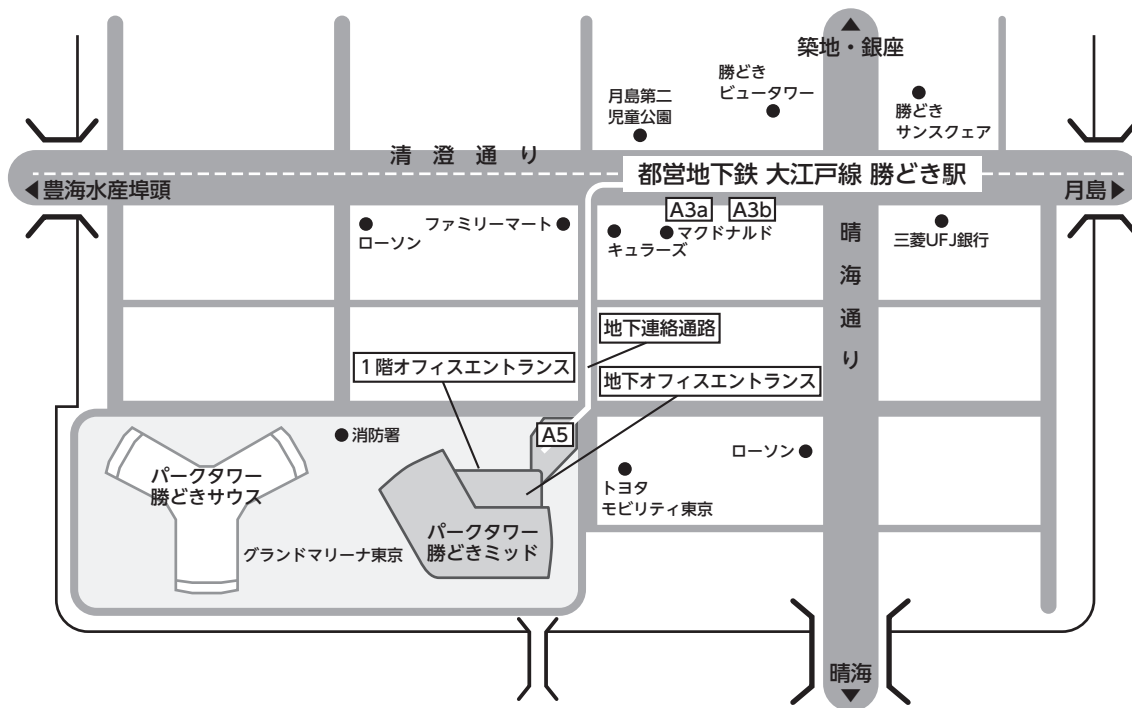
以 上

## 株主総会会場ご案内

会 場：東京都中央区勝どき四丁目6番2号 パークタワー勝どきミッド  
当社本社7階会議室

電 話：03-3533-5311(代表)

アクセス：地下鉄／都営大江戸線勝どき駅地下直結 徒歩3分



お願い：駐車場の準備がないため、車でのご来場はご遠慮ください。